

## 仕 様 書

### 1. 業務名 彦根商工会議所立体駐車場2階除雪および排雪業務

#### 【除雪作業】

- ① 除雪作業前に、作業内容や雪置場(堆積)等について当所担当者と十分に打合せを行い、作業場所全般について熟知のうえ、作業に着手すること。
- ② 前日夕刻に当所担当者と連絡をとり、実施する場合は、原則、翌日早朝より正午までに終了させること。ただし、積雪量等の状況によっては、当所担当者の指示に基づきこの時間以外に就業させる場合もあるものとする。
- ③ 作業にあたっては常に安全に心がけ、当所駐車場のスロープの高さ制限を守ること。
- ④ 立体駐車場の建物および付帯設備には、損傷を与えないように留意すること。
- ⑤ この要領に定めのない事項で、不明な点は、当所担当者と打合せの上実施すること。
- ⑥ 新雪除雪は通常、降雪後におこなうこと。

#### 【排雪作業】

- ⑦ 排雪作業実施前に、作業内容等について当所担当者十分に打合せを行うものとする。
- ⑧ 排雪作業に係る雪捨場所は、委託事業者に委ねる。

### 2. 業務場所 彦根市中央町3-8 彦根商工会議所立体駐車場2階 40m×31m=1240㎡(スロープ有)

### 3. 業務概要 彦根商工会議所立体駐車場2階除雪作業および排雪業務

### 4. 参加資格

この見積り合わせに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 彦根商工会議所会員で賦課金を完納していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各項の規定に該当しないものであること。
- (3) 国税および地方税を完納していること。
- (4) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5) 提案書類の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- (6) 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。
  - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により彦根市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者
  - (ウ) 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当

程度の影響力を有している事業者

(エ) 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目の如何を問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者

(オ) 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体)

(カ) 宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

## 5 事務局

〒522-0063 彦根市中央町 3-8 彦根商工会議所 担当:小林・岩前・金時

TEL 0749-22-4551 / FAX:0749-26-2730 / Email kobayashi@hikone-cci.or.jp

## 6 応募方法

参加を希望する事業者は、見積書を 1 部作成し、期日までに提出すること。

提出期限:令和6年12月26日(木)12時まで

提出方法:持参(平日 9 時から 17 時まで)、メール、郵送(書留郵便に限る)

提出先:5の事務局まで

## 7 その他

※ 除雪作業と排雪作業の見積金額の内訳を明記すること。